

# だて市政だより 災害対策号

【第2号】

平成 23 年 3 月 28 日 発行

## ■ 飲用水について

3月22日、月館地区布川水源の水道水について、乳児に与える基準値を上回る放射性ヨウ素が検出され、3歳未満の子どもを養育されているご家庭に、水道水の摂取を控えるようお知らせし、ペットボトルの水を配布しました。その後の水質検査の結果、数値は半減し乳児の飲用にも問題ない数値に回復していますが、水質検査は今後も実施します。飲用に不安のある方のために、引き続き月館総合支所でペットボトルの水を配布しております。また、摺上川ダムの受水を受けた水道水については乳児を含めて飲用に問題ありません。

◎放射性ヨウ素の測定結果		[単位:ベクレル/kg]				
採取水道	3月21日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	
布川水源（月館簡易専用水道） （布川・御代田・月館石行地区）	120	56	39.3	108	21.5	
摺上川ダム （上記以外の地区）	23	23	24	11	12	

※基準値：乳児は 100 ベクレル/kg、乳児以外は 300 ベクレル/kg

※問い合わせ：上下水道部施設工事課 ☎577-7213、総務課 ☎577-3283

## ■ 福島県産葉物などの摂取制限について

政府は、3月23日、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県に対して本県産のホウレンソウ、キャベツなどの葉物野菜やブロッコリーは、当分の間、摂取や出荷を行わないよう要請しました。

この要請により、県は自家野菜を含めて、下記の葉物野菜を食べないように呼びかけていますので、県から指示があるまでは、食べないようにしてください。 [品目は3月26日現在のものです]

葉物野菜などの出荷と摂取を控えるように要請された品目
ホウレンソウ・コマツナ・カキナ・あぶらな・ちじれ菜・紅葉苔・くきたちな・カブレ菜・信夫冬菜・山東菜・べかな・非結球はくさい・チンゲンサイ・パクチョイ・タアサイ・たかな・かつおな・からしな・みずな・たいさい・サラダ菜・サニーレタス・しゅんぎく・フダンソウ・なばな・さいしん・オータムポエム・かいらん・つぼみな・みずかけな・ケール・しろな・仙台雪菜・千宝菜・のざわな・べんり菜・山形みどりな・わさびな・サンチュ・プチヴェール・ウリイ・畑ワサビ・花ワサビ・クレソン・ルッコラ・ナズナ・アイSprant・葉ダイコン・ふきのとう・キャベツ・はくさい・結球レタス・芽キャベツ・ブロッコリー・カリフラワー・茎ブロッコリー
出荷を控えるように要請された主な野菜および畜産物
こかぶ・赤かぶ・聖護院かぶ、原乳

### <生産者の皆さんへ>

- ① 原発事故により出荷制限された農産物については、原子力損害の賠償に関する法律により補償される可能性があることから、書面および写真による記録をお願いします。

記録用紙および記入方法などについては、市農林課および伊達みらい農業協同組合各営農センターにお問い合わせください。

- ② 出荷制限が行われている野菜などの廃棄については、下記の取扱いとすることになりました（3月26日県から連絡）。

#### 【野菜】

◇すきこみおよび焼却は行わないでください。

◇すでに刈り取ったものは一カ所に集めて保管する。まだ刈り取っていないものはそのまま放置する。

【原乳(生乳)】

◇自己所有地に集中的に埋設する。

③ 農作物の栽培管理について

放射性物質による土壌汚染が懸念されることから、農作業の栽培を延期し、しばらく様子を見ることになりました(3月25日県から要請)。

また、放射性物質が地表面に存在していると思われることから、これ以上放射性物質を拡散させないため、当面は耕耘作業を控えるようにしてください。

市としては、伊達農業普及所、伊達みらい農業協同組合と協議し、今後の農作物の栽培管理および技術対策を講じ、生産者の方へ情報の提供を行います。

※問い合わせ:産業部農林課☎577-3173、伊達農業普及所☎575-3181、伊達みらい農業協働組合営農生活部☎575-0112

## ■地震被災にあわれた市民の方を対象に市営住宅の入居者を募集します

地震による住宅の倒壊などのため住めなくなった方を対象に、緊急的に入居者を募集します。

【募集团地】 28戸

地域	市営住宅団地名	備考
保原	泉町団地	1階 2LDK3戸、3LDK1戸 2階 3LDK5戸、3階 3LDK3戸
梁川	新田団地	1階 3LDK3戸、2階 3LDK5戸 3階 3LDK4戸
霊山	谷津団地	1階 2LDK1戸、2階 3LDK1戸 3階 3LDK2戸

【入居対象】※次の要件をすべて満たす方

- ① 被災者が市内に住所を有し、被災時に現に居住していた方
- ② 市の発行する「り災証明書」で、地震による被害の程度が半壊以上または、敷地の崩壊などにより住宅倒壊の恐れがある方
- ③ 被災者が避難先を確保することができない方

【入居条件】

- ① 使用料、駐車場料は無料、②敷金、連帯保証人は不要、③使用期間は入居した日から6カ月(ただし、6カ月以内で延長可能)、④共益費、光熱水費は入居者負担、⑤退去時の入居者負担は求めない。

【入居の決定】

応募者多数の場合には抽選になります。

【受付期間】

4月4日(月)～4月13日(水)の8時30分～17時※土日は受け付けておりません。

【受付場所】

建設部管理課(梁川分庁舎2階)、各総合支所。申請書類は申し込み場所に備えてあります。

※問い合わせ:建設部管理課☎577-3147

## ■宅地関連災害の復旧補助制度について

地震により、宅地に甚大な被害があった場合には、復旧工事費の一部を補助します。ただし、建物の破損や屋根瓦、塀などの修理費用は対象となりません。補助の限度額は、65万円です。ただし、

市税などを滞納されている場合は、補助が受けられません。

#### 【補助の内容】

復旧工事費の10万円を超えた分に対して、補助率により算定します。

#### 【申請書類】

① 補助金など交付申請書、②見積書(復旧工事を施工する業者の見積書)、③被害写真

#### 【受付期間】

4月4日(月)～4月13日(水) 8時30分～17時 ※土日は受け付けておりません。

#### 【受付場所】

建設部管理課(梁川分庁舎2階)、各総合支所

※問い合わせ:建設部管理課 ☎577-3147

## ■当面の間「燃やせるごみ」のみ通常どおり収集します

3月28日からごみ収集カレンダーに指定された週2回の収集日に収集します。それ以外の燃やせないごみ、ビン類・ペットボトル・廃プラなど資源物は、燃料の確保が安定すれば通常どおり収集しますので、しばらくの間各家庭で一時保管をお願いします。

※問い合わせ:市民生活部環境防災課 ☎575-1228

## ■震災で発生した災害ごみの取り扱いについて

### ① がれきなどの取り扱い

震災により崩落・倒壊した石塀・ブロック塀・瓦などのがれきは、3月25日(金)から一般家庭からの「災害ごみ」として取り扱っておりますので、「伊達地方衛生処理組合清掃センター」に直接搬入か、最寄りの仮置き場に搬入してください。(仮置き場は総合支所にお問い合わせください。)

### ② がれき以外の災害ごみの取り扱い

震災により損壊した家財(ただし、事業系は除く)などの災害ごみは、「伊達地方衛生処理組合清掃センター」に直接搬入してください。

### ③ 清掃センターの受付時間(月曜から金曜(祝日除く))

8時40分～11時、13時～16時

なお、土日についても検討中ですので、お問い合わせください。

**今回の震災で破損した災害ごみのみが対象になります。**

### ④ 高齢者世帯で搬入できない方の取り扱いについて

あらかじめ別の日程を定めて収集しますので、各総合支所に事前に申し出てください(氏名、災害ごみの種類、数量)。その間は、自宅内敷地に保管しておいてください。

※問い合わせ:市民生活部環境防災課 ☎575-1228

## ■平成23年度市立小中学校入学式および保原・梁川小学校の授業について

### 【入学式】

◇期日:平成23年4月6日(水)

◇開式時間:小国小学校、石田小学校、小手小学校は9時30分、それ以外の小学校は10時

伊達中学校、梁川中学校、松陽中学校、霊山中学校は13時30分、それ以外の中学校は14時

※保原小学校の登校時刻について

新入学児童:午前9時30分まで桃陵中学校体育館に登校してください。

新2年生～新6年生:午前8時30分まで桃陵中学校体育館に登校してください。

保原小学校以外は各学校にお問い合わせください。

◇会場：保原小学校は桃陵中学校体育館。保原小学校以外は自校体育館

【保原・梁川小学校の授業】

保原および梁川小学校舎は被害が大きいため、当面（期間未定）次のとおり授業を行います。

保原小学校は桃陵中学校体育館および空き教室などで行います。

梁川小学校は梁川中学校体育館および空き教室などで行います。

※問い合わせ：教育委員会学校教育課 ☎577-3249

## ■平成23年度市立保育園・幼稚園の入園式について

◇期日：保育園は平成23年4月9日（土）、幼稚園は平成23年4月7日（木）に行います。

◇時間：各保育園、幼稚園にお問い合わせください。

※問い合わせ：こども部こども保育課 ☎577-3141

## ■相双地区から避難されている方へ

### ① 避難所以外に避難されている方へのお知らせ

伊達市では、避難者の安否確認や状況把握のため、市内の避難所以外の親戚や知人宅などに避難されている方の情報を収集しています。該当する方は、各総合支所へ届出をお願いします。

（届出用紙は各総合支所に備えてあります）

### ② 児童・生徒の転入学、園児の保育

伊達市内に避難している児童・生徒、園児は、市の学校や保育園などで授業や保育を受けることができます。学校の授業を受けたい方は、教育委員会学校教育課（梁川分庁舎2階 ☎577-3249、577-3250）、保育などを受けたい方は、こども部こども保育課（梁川分庁舎3階 ☎577-3141）にご連絡ください。

### ③ 雇用促進住宅の入居者を募集します

地震および原発事故により、避難や住宅の倒壊などのため住めなくなった方を対象に、緊急的に入居者を募集します。

【募集団地】

雇用促進住宅 保原宿舎 45戸（3LDK）（保原地域）

【入居対象】

地震および原発事故により相双地区などから避難された方

【入居条件】

①家賃は無料、②敷金、連帯保証人は不要、③使用期間は平成23年9月末日まで、

④共益費、光熱水費、駐車場料は入居者負担、⑤退去時の入居者負担は求めない

【入居の決定】

75歳以上の高齢者のいる世帯などの優先順位あり

【受付期間】

4月4日（月）～4月13日（水）8時30分～17時※土日は受付を行っていません。

【受付場所】

産業部商工観光課（梁川分庁舎3階） ☎577-3175

伊達市災害対策本部（保原本庁2階）575-1111